



紀の川市障害者トライアル雇用募集案内

紀の川市では、令和8年度に会計年度任用職員として勤務を希望する障害のある方の登録を募集しています。

会計年度任用職員とは、一の年度内(4月1日～3月31日)で必要とされる期間に任用される非常勤職員です(地方公務員法第22条の2)。

トライアルとは、3ヶ月間の期間限定任用のことです。なお、勤務状況等により任用期間が延長される場合があります。任用は登録した方の中から条件に合う方を選考し、面接を行い決定します。

■応募要件

下記のいずれかに該当し、紀の川市役所本庁まで出勤できる方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳等の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている方

■登録方法

【申込フォームで登録する場合】

次の URL からアクセスし、登録申請を行ってください。



<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/5a8g/1698415>

※添付書類が必要な場合は、画像ファイル(JPG、JPEG、PNG)でのアップロードが必要です。

●添付書類

- ・資格証等の写し(資格・免許等をお持ちの方)
- ・障害者手帳等(応募要件①～③)の写し

【郵送・持参の場合】

「紀の川市会計年度任用職員登録申請書(障害者トライアル雇用)」に各事項を記入し、必要に応じて上記の書類を添付の上、郵送または持参で人材マネジメント課まで提出してください。

登録申請書は市 HP からダウンロードするか、人材マネジメント課または各支所・出張所に備えている登録申請書をご使用ください。

■登録有効期間

登録受付日～令和9年3月31日

※期間内に登録の削除を希望される場合は、人材マネジメント課までご連絡ください。

■任用条件

項 目	内 容
任用期間	会計年度(任用日から令和9年3月31日まで)の範囲で3ヶ月間 ※勤務成績が良好であるときは、再度任用される場合があります。
勤務場所	市役所本庁舎ほか
勤務時間	1週間当たり 20 時間以上 37.5 時間以内 ※相談に応じます。
休日・休暇	原則週休 2 日 年次有給休暇は3ヶ月のトライアルのためありません。ただし、再度任用となる場合は、継続勤務6ヶ月を経過した日に付与されます。 その他特別休暇制度あり。 ※任用条件等により異なります。
報 酬	週5日勤務(7.5 時間/日)で月189, 483円、週3日勤務(7.5 時間/日)で月113, 690円、週20時間で月101, 058円、勤務時間に応じ変動します。 報酬等は勤務月の翌月に支給します。
手当等	通勤手当 その他諸手当 ※要件を満たす場合に支給します。
社会保険	健康保険(共済組合)・厚生年金保険・雇用保険・公務災害補償(労災保険) ※要件を満たす場合に加入します。
服 務	地方公務員法に規定される服務に関する規定(秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象になります。

■応募資格

障害者トライアル雇用の応募要件を満たす方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)紀の川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■選考方法

- (1)登録申請書から書類選考
- (2)個人面接試験

※登録されていても、必ず任用されるものではありませんのでご了承ください。

■その他

・任用は全て条件付きのものとし、任用後1ヶ月間(任用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

■お問合せ・申請書提出先

〒649-6492

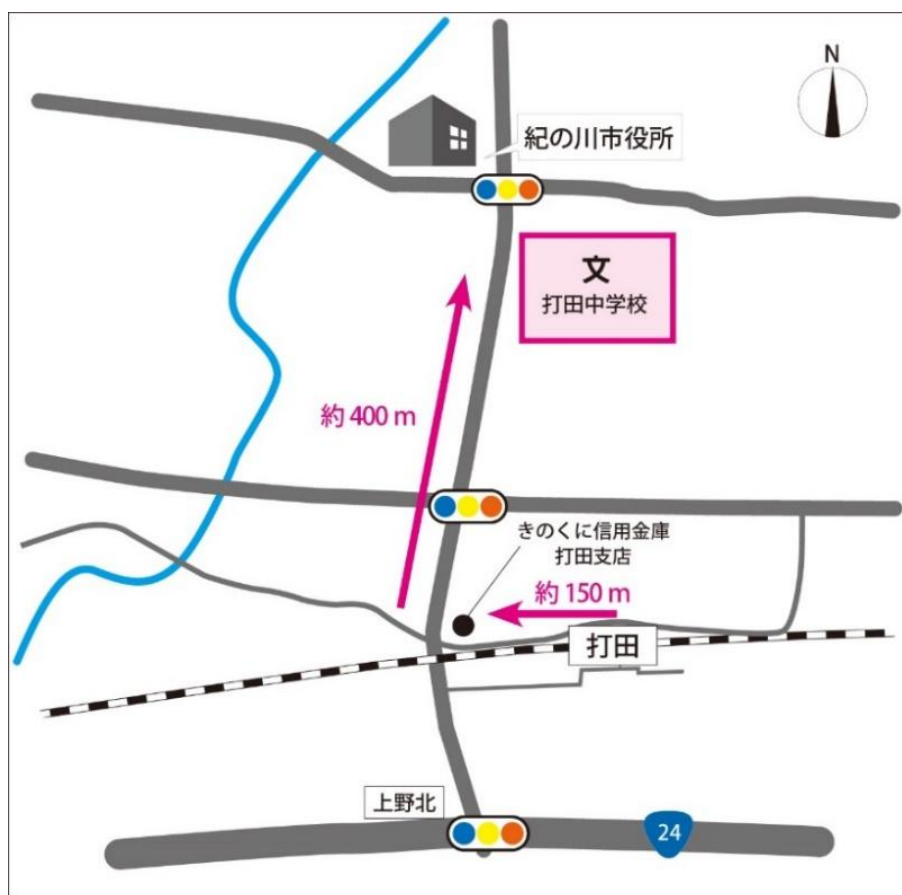
和歌山県紀の川市西大井 338 番地

紀の川市役所 総務部 人材マネジメント課

TEL:0736-77-2511(代表)

紀の川市役所 本庁舎

J R和歌山線打田駅から徒歩約10分



住いも♡いも
紀の川市